

山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進することを目的とし、知事は公益財団法人山梨県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)が行う事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付対象事業、経費及びその補助率)

第3条 この補助金の交付対象となる事業、経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付額の算出方法)

第4条 この補助金の交付額は、厚生労働省が定める生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱4の(1)のアに規定する選定方法により算出する。

ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 指導センターが補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

ただし、前条により算出された額(人件費を除く。)が300万円に満たない場合は、予め知事に協議しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出して、その承認を受けること。

ただし、それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の20%以内の変更の場合は、この限りではない。

二 事業の内容を変更する場合には、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。

ただし、補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、その内容が軽微であり、承認にかかわらしめるほどのことがなく、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。

四 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

五 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないうで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

七 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

八 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

九 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、精算払いとする。

2 知事は、必要があると認める場合には、補助金を概算払いにより交付することができる。

3 指導センターは、前項の規定により概算払いを受けようとする場合には、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更申請手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5条に定める手続に準じて、毎年11月末日までに行うものとする。

(補助金の事業実績報告)

第9条 指導センターは、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 収支決算書(収支決算見込書)
- 三 その他知事が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 山梨県生活衛生指導助成費補助金交付要綱は廃止する。ただし、山梨県生活衛生指導助成費交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年9月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率
人件費	報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金	10分の10
相談指導事業 情報化整備事業 健康・福祉対策推進事業	補助区分に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	10分の10

(第 1 号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 申請金額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他必要な書類

(第2号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財)山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金
事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県生活衛生
関係営業対策事業費補助金について、次の理由により事業計画を変更(中止・廃止)した
いので、同補助金交付要綱第6条第1号(第2号・第3号)の規定により、関係書類を添
えて申請します。

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更(中止・廃止)の内容

変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載
した書面を添付すること。

(第3号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財)山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県生活衛生
関係営業対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり
概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定 額	既概算交付額	差 引 額 - =	今回概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振込

金融機関名 _____ 預金種別(当座・普通)

口座名 _____ 口座番号 _____

(第 4 号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財) 山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県生活衛生関係営業対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 精算額 金 円

2 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書 (収支決算見込書)

(3) その他必要な書類